（案）

収入印紙

委 託 契 約 書

業 務 の 名 称	福山市中央斎場ダイオキシン類等測定分析業務											
業 務 委 託 料			億		百万			千			円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）			億		百万			千			円	
（注） ［ （ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。 ］												
履 行 期 間	自 契約日 至 2027年（令和9年）3月31日											
業 務 内 容	別紙仕様書のとおり											
契 約 保 証 金 （契約金額の10/100以上）	免除（契約規則第6条第1項第6号）											
そ の 他 の 事 項												

上記の業務について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

2026年（令和8年） 月 日

福山市東桜町3番5号

発 注 者 福山市

福山市長 枝 広 直 幹 印

受 注 者

住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名 前 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
３　受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
４　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
６　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。
８　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（個人情報保護）
第２条　受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
２　受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。
３　個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。
（秘密の保持）
第３条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
（資料又はデータ等の複写及び複製の確認）
第４条　受注者は、業務に係る資料、データ等を複写し、又は複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。
２　受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料、データ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。
（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
３　受注者が業務の処理に関し、必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。
４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
（一括再委託等の禁止）
第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。
（特許権等の使用の責任）
第７条　受注者は、業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督員）
第７条の２　発注者は、監督員を置いたときは、その名前を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
２　監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する業務に関する指示
(2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
(3) この契約の履行に関する受注者との協議
(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
３　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
５　第１項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（処理の立会い）
第８条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち会わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。
２　前項の規定による立会い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は当該指示に従い、その業務を行わなければならない。
（業務内容の変更等）
第９条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、一時中止し、又はこれを打ち切ること（第３項において「変更等」という。）ができる。この場合において、業務委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
２　前項の規定により業務委託料の額を変更する場合は、その変更すべき業務委託料の額は、発注者の当初の設計金額に対する当初の業務委託料の額の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。
３　第１項の規定による変更等により、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。
（履行期間の延長）
第１０条　受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。
２　前項の規定により履行期間を延長したときは、第２６条第５項の規定は適用しない。
（事故発生時の報告）
第１１条　受注者は、この契約の目的物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。
（損害のために必要を生じた経費の負担）
第１２条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。
（検査及び引渡し）
第１３条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内にこの契約の目的物について検査を行うものとする。
３　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立会いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この場合において、発注者は、検査を行う日時を事前に受注者に通知するものとする。
４　第２項の検査の結果不合格となり、当該目的物について発注者からその補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については同項の規定を準用する。
５　第２項の検査及び前項の再検査に要する費用は、受注者の負担とする。
６　受注者は、第２項の検査又は第４項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。
（業務委託料の支払）
第１４条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。
２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。
（資料等の返還）
第１５条　この契約の目的物の引渡しが完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いた全ての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについては、この限りでない。
（データ又は記録媒体等の廃棄）
第１６条　受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ、その記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。
（契約不適合責任）
第１７条　発注者は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その補修、代替物の引渡し、若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、同項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合があることを知っていたとき、又は契約不適合が受注者の故意若しくは重過失により生じたものであるときは、この限りでない。
（発注者の任意解除権）
第１８条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第２０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。
（発注者の催告による解除権）
第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
⑴　第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
⑵　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
⑶　履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにない

と認められるとき。
⑷ 正当な理由なく、第１３条第４項の補正又は第１７条第１項の履行の追完がなされないとき。
⑸ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない解除権）
第２０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴ 第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
⑵ 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。
⑶ この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
⑷ 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
⑸ 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
⑹ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
⑺ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
⑻ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
⑼ 第２２条又は第２３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
⑽ 受注者（共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下この号から第１２号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
イ　役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
ウ　役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
オ　アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
⑾ この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。
ア　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
イ　受注者が、独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
ウ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑に処せられたとき。
⑿ 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第２１条　第１９条各号又は前条（第１１号及び第１２号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（受注者の催告による解除権）
第２２条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（受注者の催告によらない解除権）
第２３条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴ 第９条第１項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
⑵ 第９条第１項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。
（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第２４条　第２２条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第２５条　発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。
２　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）
第２６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
⑴ 履行期間内に業務を完成することができないとき。
⑵ この契約の目的物に契約不適合があるとき。
⑶ 第１９条又は第２０条（第１１号及び第１２号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
⑷ 第２０条第１１号及び第１２号の規定により、この契約が解除されたとき。
⑸ 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴ 第１９条又は第２０条（第１１号及び第１２号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
⑵ 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴ 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
⑵ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
⑶ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。
６　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（損害金の予定）
第２７条　発注者は、第２０条第１１号及び第１２号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の１０分の１に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
３　前条第６項の規定は、前２項の規定による損害金の支払について準用する。
４　第１項及び第２項の規定は、第１３条第６項の規定により当該目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
５　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。
（受注者の損害賠償請求等）
第２８条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
⑴ 第２２条又は第２３条の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵ 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第１４条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（賠償金等の徴収）
第２９条　発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
（その他の事項）
第３０条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。